

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第23号

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、さいたま市桜区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和7年6月2日

さいたま市桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

1 登録の移替えを延期する期間

令和7年6月12日から選挙期日まで

2 登録の移替えの延期を行わない者

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をし、1の期間内において未だに同法第30条の6第2項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転がなされていない者

表の設定

左端からのインデント： 4.7 mm (11.9 pt)

表の幅： 166.7 mm (473.95 pt) まで

セルの余白： 上下左右ともに0.5 mm (1.4 pt)

罫線の太さ： 0.5 pt

使用フォント： 全角 MS明朝

半角 MS明朝 ※Century としないこと。

文字送り： フォント10.5 ptの場合 14.5 pt

フォント9 ptの場合 12 pt

表のサンプル

サンプル (文字のフォント：10.5 pt)

サンプル (文字のフォント：9 pt)

- ※ このサンプルをもとに、列を分割して使用してください。
- ※ 表の幅は、このサンプルより狭めることはできますが、広げないでください。
- ※ 表の中の段落は、左揃えとしてください。ただし、見出しを設ける場合は、中央揃えとすることができます。
- ※ 見出しについては、文字間に余分な空白を入れないでください。